児童扶養手当

父母の離婚などにより、父(母)と生活を共にできない児童の母(父)や父母にかわって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(外国人の方についても、支給の対象となります。)

受給することができる方

- ①18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にあり、離婚・死別などの理由によりひとり親家庭にある者(障害児の場合は20歳未満)
- ②支給の対象となる児を養育する父、もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している者
- ③父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童等

手当の支払い

- ・手当は、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。
- ・手当を受けられる要件にあっても、認定請求を行い県知事または村長の認定を受けなければ、手当は 支給されません。
- ・手当の認定請求は、東村役場福祉保健課に必要書類を提出して、県や村の審査を経て認定を受けることになります。
- ・手当の支払は、年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

手当の額 (月額)

(令和5年4月現在)

区分	全部支給	一部支給
子どもが1人の場合	44,140円	44,130円~10,410円
子ども2人目の加算額	10,420円	10,410円~5,210円
子ども3人目以降の加算額(1人につき)	6,250円	5,240円~3,130円

※一部支給は所得額(養育費の8割を加算)に応じて決定されます。

問合せ先 東村役場 福祉保健課(児童扶養手当担当)☎43−2202